

NPOとの協働モデル事業の概要

行政が独占してきた公を市民、企業、NPO等を開くための先進的な取り組みについて、NPO等と地方自治体が協働で行う事業。

趣旨	多様な担い手(マルチステークホルダー)からなる新しい公共の体制を構築し、地域の諸課題解決を図るプロセスをモデル的に実施し、多様な参加者が協働できる環境の整備を目指す。
事業への応募 (実施主体)	・NPO等と市町村が実施主体として連携して事業に応募。 (NPO等と都道府県・市町村を構成員に含む協議体も可)
採択要件	<p>①地域の諸課題の解決に向けた先進的な取り組みであり、他の地域のモデルになるものであること。</p> <p>②新しい公共の担い手など地域からの提言をもとに、NPO等と都道府県・市町村が連携して、又は、NPO等と都道府県・市町村を構成員に含む協議体を実施主体となる事業であること</p> <p>③NPO等と都道府県・市町村は、地域の諸課題を解決するため、多様な担い手(NPO等、企業、行政を可能な限り含み、その構成メンバーはおおむね5団体以上の幅広い参画を目標とする。)が協働して、自ら地域の諸課題に当たる仕組み(マルチステークホルダー・プロセス)による会議体を立ち上げ、「新しい公共」による取組みを進めるものであること。なお、事業成果が一時的なものとならないように、本事業終了後も本会議体を活用し取組みを継続させる。</p> <p>④応募した事業案件の目的・計画に沿って参加・活動する関係NPO等の活動基盤整備、寄附募集、融資利用などの人材、情報、資金、仕組み面の取り組みの強化等、NPO等に対する支援を主な目的の一つに含むもの。</p> <p>①②③は必須要件。④はNPO等支援重点化枠を実施する場合には必須。</p> <p>※新たにモデル的に取り組む事業を対象とし、既存事業は対象外。 ※行政等による他の補助金の対象となる事業は原則として対象外。</p>
予算枠	<p>・支援事業配分額に占めるモデル事業(一般枠+NPO等支援重点化枠)の割合は概ね1/2以内、1/2を超える場合は内閣府協議が必要</p> <p>・支援事業配分額に占める一般枠の割合は概ね1/3以内</p>
事業規模	<p>・1プロジェクト当たり原則 概ね1,000万円~100万円 (補助率は10/10)</p>
予算の交付先	<p>・都道府県・市町村または協議体</p>
県・市町村からNPO等への資金の流れ	<p>・委託</p> <p>・助成(実施主体となるNPO等に限る)</p>